

○大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成25年3月4日

条例第26号

大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を公布する。

大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基準該当居宅サービスに関する基準)

第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準は、次条、第5条及び第11条に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準該当居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 基準該当訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第40条から第42条の2まで並びに指定居宅サービス等基準第43条において準用する指定居宅サービス等基準第4条、第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第20条（第1項を除く。）、第21条から第24条まで、第26条、第27条、第28条第1項及び第3項、第29条、第30条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで並びに第39条第1項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号。以下「令和6年改正省令」という。）附則第2条（指定居宅サービス等基準に係る部分に限る。以下同じ。）
- (2) 基準該当訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準第55条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第55条から第57条まで並びに指定居宅サービス等基準第58条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第30条の2から第34条まで、第35条から第38条まで（第36条第5項及び第6項を除く。）、第44条、第48条（第1項を除く。）、第49条から第51条まで、第52条第1項、第53条、第53条の2及び第53条の3第1項並びに令和6年改正省令附則第2条
- (3) 基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第106条から第108条まで並びに指定居宅サービス等基準第109条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第26条、第27条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条の2、第38条、第52条第1項、第92条、第96条（第1項を除く。）、第97条

から第104条の3まで及び第104条の4第1項並びに令和6年改正省令附則第2条

(4) 基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第140条の26に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第140条の26から第140条の31まで並びに指定居宅サービス等基準第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで（第36条第5項及び第6項並びに第36条の2第2項を除く。）、第52条第1項、第101条、第103条、第104条、第120条、第125条、第126条、第127条（第1項を除く。）、第128条から第139条の2まで及び第139条の3第1項並びに令和6年改正省令附則第2条並びに第3条及び第4条（これらの規定のうち指定居宅サービス等基準に係る部分に限る。以下同じ。）

(5) 基準該当福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第205条の2第1項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第205条の2並びに指定居宅サービス等基準第206条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第30条の2、第33条、第34条、第35条から第38条まで（第36条第5項及び第6項を除く。）、第52条第1項、第101条第1項、第2項及び第4項、第193条、第195条、第196条、第197条（第1項を除く。）、第198条から第204条まで並びに第204条の2第1項並びに令和6年改正省令附則第2条

（基準該当居宅サービスに係る管理者の責務）

第4条 基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「基準該当居宅サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる基準該当居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(1) 基準該当訪問介護 指定居宅サービス等基準第42条の2並びに指定居宅サービス等基準第43条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第20条（第1項を除く。）、第21条から第24条まで、第26条、第27条、第28条第3項、第29条、第30条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで及び第39条第1項並びに令和6年改正省令附則第2条

(2) 基準該当訪問入浴介護 指定居宅サービス等基準第58条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第30条の2から第34条まで、第35条から第38条まで（第36条第5項及び第6項を除く。）、第48条（第1項を除く。）、第49条から第51条まで、第53条、第53条の2及び第53条の3第1項並びに令和6年改正省令附則第2条

(3) 基準該当通所介護 指定居宅サービス等基準第109条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第26条、第27条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条の2、第38条、第96条

(第1項を除く。)、第97条から第104条の3まで及び第104条の4第1項並びに令和6年改正省令附則第2条

(4) 基準該当短期入所生活介護 指定居宅サービス等基準第140条の31並びに指定居宅サービス等基準第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで(第36条第5項及び第6項並びに第36条の2第2項を除く。)、第101条、第103条、第104条、第125条、第126条、第127条(第1項を除く。)、第128条から第139条の2まで及び第139条の3第1項並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで

(5) 基準該当福祉用具貸与 指定居宅サービス等基準第206条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第30条の2、第33条、第34条、第35条から第38条まで(第36条第5項及び第6項を除く。)、第101条第1項、第2項及び第4項、第197条(第1項を除く。)、第198条から第204条まで並びに第204条の2第1項並びに令和6年改正省令附則第2条

(基準該当居宅サービスに係る記録の整備)

第5条 基準該当居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる基準該当居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する基準該当居宅サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 基準該当訪問介護 指定居宅サービス等基準第39条第2項各号に掲げる記録

(2) 基準該当訪問入浴介護 指定居宅サービス等基準第53条の3第2項各号に掲げる記録

(3) 基準該当通所介護 指定居宅サービス等基準第104条の4第2項各号に掲げる記録

(4) 基準該当短期入所生活介護 指定居宅サービス等基準第139条の3第2項各号に掲げる記録

(5) 基準該当福祉用具貸与 指定居宅サービス等基準第204条の2第2項各号に掲げる記録

(法第70条第2項第1号の条例で定める者等)

第6条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請又は指定の更新の申請にあつては、この限りでない。

(共生型居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第6条の2 法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同項第2号の指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条、第6条の4及び第11条に定めるもののほか、指定居宅サービス等基準第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる共生型居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1) 共生型訪問介護(指定居宅サービス等基準第39条の2に規定する共生型訪問介護をいう。以下同

じ。) 指定居宅サービス等基準第39条の2並びに指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する指定居宅サービス等基準第4条、第5条(第1項を除く)、第6条、第8条から第27条まで、第28条第1項及び第3項、第29条から第38条まで並びに第39条第1項並びに令和6年改正省令附則第2条

(2) 共生型通所介護(指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する共生型通所介護をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準第105条の2並びに指定居宅サービス等基準第105条の3において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第37条の2、第38条、第52条第1項、第92条、第94条、第95条第4項、第96条から第104条の3まで及び第104条の4第1項並びに令和6年改正省令附則第2条

(3) 共生型短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準第140条の14に規定する共生型短期入所生活介護をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準第140条の14並びに指定居宅サービス等基準第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで(第36条の2第2項を除く。)、第52条第1項、第101条、第103条、第104条、第120条、第122条、第125条から第139条の2まで及び第139条の3第1項並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで(共生型居宅サービスに係る管理者の責務)

第6条の3 共生型居宅サービスの事業を行う者(以下「共生型居宅サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる共生型居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(1) 共生型訪問介護 指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第27条まで、第28条第3項、第29条から第38条まで及び第39条第1項並びに令和6年改正省令附則第2条

(2) 共生型通所介護 指定居宅サービス等基準第105条の3において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第37条の2、第38条、第96条から第104条の3まで及び第104条の4第1項並びに令和6年改正省令附則第2条

(3) 共生型短期入所生活介護 指定居宅サービス等基準第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで(第36条の2第2項を除く。)、第101条、第103条、第104条、第125条から第139条の2まで及び第139条の3第1項並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで

(共生型居宅サービスに係る記録の整備)

第6条の4 共生型居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる共生型居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する共生型居宅サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 共生型訪問介護 指定居宅サービス等基準第39条第2項各号に掲げる記録
- (2) 共生型通所介護 指定居宅サービス等基準第105条の3において読み替えて準用する指定居宅サービス等基準第104条の4第2項各号に掲げる記録
- (3) 共生型短期入所生活介護 指定居宅サービス等基準第140条の15において読み替えて準用する指定居宅サービス等基準第139条の3第2項各号に掲げる記録
(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第7条 法第74条第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第11条までに定めるもののほか、指定居宅サービス等基準第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準第4条から第27条まで、第28条第1項及び第3項、第29条から第38条まで並びに第39条第1項並びに令和6年改正省令附則第2条
- (2) 指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準第44条から第51条まで、第52条第1項、第53条、第53条の2、第53条の3第1項及び第54条並びに令和6年改正省令附則第2条
- (3) 指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準第59条から第73条まで及び第73条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第74条において準用する指定居宅サービス等基準第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第34条まで、第35条から第38条まで及び第52条第1項並びに令和6年改正省令附則第2条
- (4) 指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準第75条から第82条まで及び第82条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第83条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第33条まで、第35条から第38条まで、第52条第1項及び第64条並びに令和6年改正省令附則第2条
- (5) 指定居宅療養管理指導(指定居宅サービス等基準第84条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準第84条から第90条まで及び第90条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第91条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第13条まで、第16条、

第18条、第19条、第21条、第26条、第30条から第33条まで、第35条から第38条まで、第52条第1項及び第64条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第2条及び第3条（これらの規定のうち指定居宅サービス等基準に係る部分に限る。以下同じ。）並びに令和6年改正省令附則第2条

- (6) 指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第92条から第104条の3まで及び第104条の4第1項並びに指定居宅サービス等基準第105条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第37条の2、第38条及び第52条第1項並びに令和6年改正省令附則第2条
- (7) 削除
- (8) 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第110条から第115条まで、第116条第1項、第117条、第118条、第118条の2第1項及び第119条並びに令和6年改正省令附則第2条
- (9) 指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定居宅サービス等基準第120条から第123条まで、第124条（第7項第1号を除く。）、第125条から第139条の2まで及び第139条の3第1項並びに附則第3条（指定居宅サービス等基準第124条第7項第1号に係る部分を除く。）並びに指定居宅サービス等基準第140条において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで（第36条の2第2項を除く。）、第52条第1項、第101条、第103条及び第104条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号。以下「平成15年改正省令」という。）附則第4条並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで
- (10) 指定短期入所生活介護（ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定居宅サービス等基準第121条、第122条、第140条の2、第140条の3、第140条の4（第7項第1号を除く。）及び第140条の5から第140条の12まで並びに指定居宅サービス等基準第140条の13において準用する指定居宅サービス等基準第125条、第126条、第129条、第132条から第134条まで、第136条、第139条、第139条の2及び第139条の3第1項並びに指定居宅サービス等基準第140条の13において準用する指定居宅サービス等基準第140条において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで（第36条の2第2項を除く。）、第52条第1項、第103条及び第104条並びに

平成15年改正省令附則第3条及び第4条並びに令和3年改正省令附則第6条第2項及び第7条（これらの規定のうち指定居宅サービス等基準に係る部分に限る。以下同じ。）並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで

- (11) 指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準第155条の2に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定居宅サービス等基準第141条から第154条まで及び第154条の2第1項並びに附則第7条から第9条まで、第11条及び第12条並びに指定居宅サービス等基準第155条において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第30条の2、第32条、第33条、第35条から第38条まで（第36条の2第2項を除く。）、第52条第1項、第101条、第103条、第118条、第125条、第126条第2項、第139条及び第139条の2並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号。以下「平成17年改正省令」という。）附則第2条並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで
- (12) 指定短期入所療養介護（ユニット型指定短期入所療養介護の事業に係るものに限る。） 指定居宅サービス等基準第142条及び第155条の2から第155条の11まで並びに指定居宅サービス等基準第155条の12において準用する指定居宅サービス等基準第144条、第147条から第149条まで及び第154条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第155条の12において準用する指定居宅サービス等基準第155条において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第30条の2、第32条、第33条、第35条から第38条まで（第36条の2第2項を除く。）、第52条第1項、第103条、第118条、第125条、第126条第2項、第139条及び第139条の2並びに平成17年改正省令附則第2条並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで
- (13) 指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を除く。） 指定居宅サービス等基準第174条から第179条まで、第181条から第191条の2まで及び第191条の3第1項並びに附則第13条、第14条及び第16条並びに指定居宅サービス等基準第192条において準用する指定居宅サービス等基準第11条、第12条、第21条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第37条から第38条まで、第51条、第52条第1項、第103条、第104条、第132条及び第139条の2並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第33号。以下「平成18年改正省令」という。）附則第2条並びに令和6年改正省令附則第2条及び第4条並びに第5条（指定居宅サービス等基準に係る部分に限る。以下同じ。）

- (14) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等基準第192条の2から第192条の10まで及び第192条の11第1項並びに附則第13条、第15条及び第16条並びに指定居宅サービス等基準第192条の12において準用する指定居宅サービス等基準第11条、第12条、第21条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第37条から第38条まで、第51条、第52条第1項、第103条、第104条、第179条、第181条から第184条まで、第187条、第188条及び第190条から第191条の2まで並びに平成18年改正省令附則第2条及び第5条並びに令和6年改正省令附則第2条
- (15) 指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第193条から第204条まで及び第204条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第205条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第19条まで、第21条、第26条、第30条の2、第33条、第34条、第35条から第38条まで、第52条第1項並びに第101条第1項、第2項及び第4項並びに令和6年改正省令附則第2条
- (16) 指定特定福祉用具販売（指定居宅サービス等基準第207条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第207条から第214条の2まで及び第215条第1項並びに指定居宅サービス等基準第216条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条、第30条の2、第31条、第33条、第34条、第35条から第38条まで、第52条第1項、第101条第1項、第2項及び第4項、第198条、第200条から第202条まで並びに第204条並びに令和6年改正省令附則第2条

（指定居宅サービスに係る管理者の責務）

第8条 指定居宅サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 指定訪問介護 指定居宅サービス等基準第8条から第27条まで、第28条第3項、第29条から第38条まで及び第39条第1項並びに令和6年改正省令附則第2条
- (2) 指定訪問入浴介護 指定居宅サービス等基準第48条から第51条まで、第53条、第53条の2、第53条の3第1項及び第54条並びに令和6年改正省令附則第2条
- (3) 指定訪問看護 指定居宅サービス等基準第63条から第73条まで及び第73条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第74条において準用する指定居宅サービス等基準第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第34条まで及び第35条から第38条まで並びに令和6年改正省令附則第2条
- (4) 指定訪問リハビリテーション 指定居宅サービス等基準第78条から第82条まで及び第82条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第83条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第33条まで、第35条から第38

条まで及び第64条並びに令和6年改正省令附則第2条

- (5) 指定居宅療養管理指導 指定居宅サービス等基準第87条から第90条まで及び第90条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第91条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第26条、第30条から第33条まで、第35条から第38条まで及び第64条並びに令和3年改正省令附則第2条及び第3条並びに令和6年改正省令附則第2条
- (6) 指定通所介護 指定居宅サービス等基準第96条から第104条の3まで及び第104条の4第1項並びに指定居宅サービス等基準第105条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第37条の2及び第38条並びに令和6年改正省令附則第2条
- (7) 削除
- (8) 指定通所リハビリテーション 指定居宅サービス等基準第113条から第115条まで、第117条、第118条、第118条の2第1項及び第119条並びに令和6年改正省令附則第2条
- (9) 指定短期入所生活介護（ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係るものを除く。） 指定居宅サービス等基準第125条から第139条の2まで及び第139条の3第1項並びに指定居宅サービス等基準第140条において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで（第36条の2第2項を除く。）、第101条、第103条及び第104条並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで
- (10) 指定短期入所生活介護（ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定居宅サービス等基準第140条の6から第140条の12まで並びに指定居宅サービス等基準第140条の13において準用する指定居宅サービス等基準第125条、第126条、第129条、第132条から第134条まで、第136条、第139条、第139条の2及び第139条の3第1項並びに指定居宅サービス等基準第140条の13において準用する指定居宅サービス等基準第140条において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで（第36条の2第2項を除く。）、第103条及び第104条並びに令和3年改正省令附則第6条第2項及び第7条並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで
- (11) 指定短期入所療養介護（ユニット型指定短期入所療養介護の事業に係るものを除く。） 指定居宅サービス等基準第144条から第154条まで及び第154条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第155条において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第30条の2、第32条、第33条、第35条から第38条まで（第36条の2第2項を除く。）、第101条、第103条、第118条、第125条、第126条第2項、第139条及び第139条の2並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで
- (12) 指定短期入所療養介護（ユニット型指定短期入所療養介護の事業に係るものに限る。） 指定居

宅サービス等基準第155条の5から第155条の11まで並びに指定居宅サービス等基準第155条の12において準用する指定居宅サービス等基準第144条、第147条から第149条まで及び第154条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第155条の12において準用する指定居宅サービス等基準第155条において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第30条の2、第32条、第33条、第35条から第38条まで（第36条の2第2項を除く。）、第103条、第118条、第125条、第126条第2項、第139条及び第139条の2並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで

(13) 指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。） 指定居宅サービス等基準第178条、第179条、第181条から第191条の2まで及び第191条の3第1項並びに指定居宅サービス等基準第192条において準用する指定居宅サービス等基準第11条、第12条、第21条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第37条から第38条まで、第51条、第103条、第104条、第132条及び第139条の2並びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第5条

(14) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等基準第192条の7から第192条の10まで及び第192条の11第1項並びに指定居宅サービス等基準第192条の12において準用する指定居宅サービス等基準第11条、第12条、第21条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第37条から第38条まで、第51条、第103条、第104条、第179条、第181条から第184条まで、第187条、第188条及び第190条から第191条の2まで並びに令和6年改正省令附則第2条

(15) 指定福祉用具貸与 指定居宅サービス等基準第197条から第204条まで及び第204条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第205条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第19条まで、第21条、第26条、第30条の2、第33条、第34条、第35条から第38条まで並びに第101条第1項、第2項及び第4項並びに令和6年改正省令附則第2条

(16) 指定特定福祉用具販売 指定居宅サービス等基準第211条から第214条の2まで及び第215条第1項並びに指定居宅サービス等基準第216条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条、第30条の2、第31条、第33条、第34条、第35条から第38条まで、第101条第1項、第2項及び第4項、第198条、第200条から第202条まで並びに第204条並びに令和6年改正省令附則第2条

（指定居宅サービスに係る記録の整備）

第9条 指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる指定居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定居宅サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 指定訪問介護 指定居宅サービス等基準第39条第2項各号に掲げる記録

- (2) 指定訪問入浴介護 指定居宅サービス等基準第53条の3第2項各号に掲げる記録
- (3) 指定訪問看護 指定居宅サービス等基準第73条の2第2項各号に掲げる記録
- (4) 指定訪問リハビリテーション 指定居宅サービス等基準第82条の2第2項各号に掲げる記録
- (5) 指定居宅療養管理指導 指定居宅サービス等基準第90条の2第2項各号に掲げる記録
- (6) 指定通所介護 指定居宅サービス等基準第104条の4第2項各号に掲げる記録
- (7) 削除
- (8) 指定通所リハビリテーション 指定居宅サービス等基準第118条の2第2項各号に掲げる記録
- (9) 指定短期入所生活介護（ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係るものを除く。） 指定居宅サービス等基準第139条の3第2項各号に掲げる記録
- (10) 指定短期入所生活介護（ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定居宅サービス等基準第140条の13において読み替えて準用する指定居宅サービス等基準第139条の3第2項各号に掲げる記録
- (11) 指定短期入所療養介護（ユニット型指定短期入所療養介護の事業に係るものを除く。） 指定居宅サービス等基準第154条の2第2項各号に掲げる記録
- (12) 指定短期入所療養介護（ユニット型指定短期入所療養介護の事業に係るものに限る。） 指定居宅サービス等基準第155条の12において読み替えて準用する指定居宅サービス等基準第154条の2第2項各号に掲げる記録
- (13) 指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。） 指定居宅サービス等基準第191条の3第2項各号に掲げる記録
- (14) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等基準第192条の11第2項各号に掲げる記録
- (15) 指定福祉用具貸与 指定居宅サービス等基準第204条の2第2項各号に掲げる記録
- (16) 指定特定福祉用具販売 指定居宅サービス等基準第215条第2項各号に掲げる記録
（指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅）

第10条 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあっては、2.7メートル以上）とする。ただし、ユニット型指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。）にあっては、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって当該特別養護老人ホームと一体的に運営が行われるものの廊下については、特別養護老人ホームと

して必要とされる幅を有することで足りるものとする。

(電磁的記録等)

第11条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者並びに基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（指定居宅サービス等基準第8条第2項第2号に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。

- (1) 第3条第1号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第43条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (2) 第3条第2号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第58条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (3) 第3条第3号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第109条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (4) 第3条第4号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (5) 第3条第5号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第206条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (6) 第6条の2第1号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (7) 第6条の2第2号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第105条の3において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (8) 第6条の2第3号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (9) 第7条第1号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (10) 第7条第2号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第54条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (11) 第7条第3号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第74条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (12) 第7条第4号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第83条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分

- (13) 第7条第5号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第91条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (14) 第7条第6号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第105条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (15) 第7条第8号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第119条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (16) 第7条第9号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第140条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (17) 第7条第10号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第140条の13において準用する指定居宅サービス等基準第140条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (18) 第7条第11号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第155条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (19) 第7条第12号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第155条の12において準用する指定居宅サービス等基準第155条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (20) 第7条第13号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第181条第1項及び指定居宅サービス等基準第192条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (21) 第7条第14号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第192条の12において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項及び第181条第1項に係る部分
- (22) 第7条第15号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第205条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分
- (23) 第7条第16号に定める基準のうち指定居宅サービス等基準第216条において準用する指定居宅サービス等基準第11条第1項に係る部分

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者並びに基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの提供に当たる者は、交付等（指定居宅サービス等基準第217条第2項に規定する交付等をいう。）のうち、この条例の規定による基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。）によることができる。

（指定居宅サービス等基準等の改正に伴う経過措置）

第12条 指定居宅サービス等基準（指定居宅サービス等基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定居宅サービス等の事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

（施行の細目）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する指定短期入所生活介護事業所のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において指定居宅サービス等基準附則第3条の規定の適用を受けていたもの（施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第10条の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に存する指定短期入所生活介護事業所のうち、施行日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）附則第2条第1項の規定の適用を受けていたものについては、同項に定めるところによる。ただし、記録の保存期間及びこれに係る管理者の指揮命令については、第8条及び第9条の規定の例によるものとする。

附 則（平成27年3月16日条例第51号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第58号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第33号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日条例第24号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第44号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。